第一項の表五四の項を次のように改める。

五四	削除

十五　平成十四年総務省告示第百四十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

八	削除

十六　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四四の項及び四五の項を次のように改める。

四四	削除
四五	削除

第一項の表五二の項及び五三の項を次のように改める。

五二	削除
五三	削除

十七　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四八の項及び四九の項を次のように改める。

四八	削除
四九	削除

十八　平成十五年総務省告示第三百四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二七の項を次のように改める。

二七	削除

十九　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第一項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

二十　平成十六年総務省告示第三百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六の項を次のように改める。

一六	削除

第一項の表一九の項を次のように改める。

一九	削除

二十一　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

二十二　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五五の項を次のように改める。

五五	削除

第一項の表六二の項を次のように改める。

六二	削除

二十三　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五四三の項を次のように改める。

543	削除

第一項の表七〇六の項を次のように改める。

706	削除

二十四　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四四の項を次のように改める。

244	削除

第一項の表二四六の項から二四八の項までを次のように改める。

246	削除
247	削除
248	削除

第一項の表三一〇の項を次のように改める。

310	削除

二十五　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

3	削除

第一項の表一七の項を次のように改める。

17	削除